

県南広域振興局長告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年9月22日

県南広域振興局長 細川倫史

訪問介護

| 介護保険事業所番号 | 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|-------------|-----------|---------------------|------------|
| 0370901084 | アースサポート株式会社 | アースサポート一関 | 岩手県一関市上大槻街 4番23号 | 平成29年9月30日 |